

京都市消防局訓令乙第13号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防水災警防規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市消防局長 長谷川 純

第10条に次の1項を加える。

- 2 気象庁が市域に警報を発表することが予測される場合において、局本部長が必要と認めるときは、前項の発令基準の区分によることなく水災警防態勢を発令するものとする。

第11条の表水災警戒警防態勢の項ただし書を削る。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)